

あなたは、大丈夫ですか？



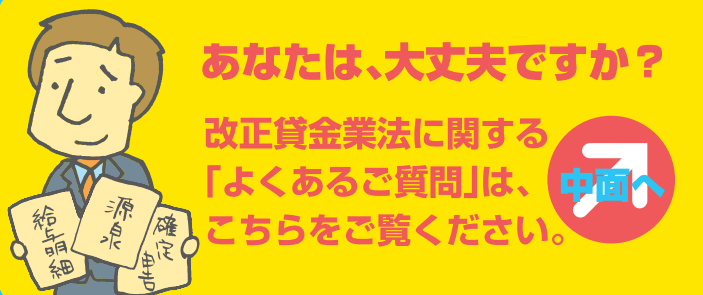
1



2



3



総量規制Q&A

改正貸金業法に関する「よくあるご質問」を、ご紹介します。

Q1. これまできちんと返済してきたのに、どうして急に借りられなくなったのでしょうか？

A1. 借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐため、法律(貸金業法)が変わりました。
このため、「**年収の3分の1**」を超える新規の借入れはできなくなります。また、借入れの金額によっては、**年収を証明する書類**がないと、借りられなくなることがあります。

Q2. 「年収を証明する書類」って何ですか？

A2. 1年間の収入がわかるような書類です。
例えば、「源泉徴収票」、「確定申告書」、「給与明細」などです。

Q3. 誰もが「年収を証明する書類」を提出しなければならないのですか？

A3. ①ある貸金業者から**50万円を超えて借りる場合**
②他の貸金業者から借りている分も含めて、**合計100万円を超えて借りる場合**
のどちらかに当てはまれば、**提出が必要です**。

Q4. 専業主婦(主夫)の場合は、どうすればよいですか？

A4. 配偶者の同意を得て借入れをすることがあります。その際は、**配偶者の年収を証明する書類**、借入れについての**配偶者の同意書**などが必要です。

Q5. 「年収の3分の1」を超える借入れがあると、超えている分をすぐに返さないといけないのですか？

A5. **いいえ**、契約のとおり返済すれば問題ありません。ただし、「**年収の3分の1**」を超える**新規の借入れ**はできません。

Q6. 1社からの借入れが「年収の3分の1」以内であればよいのですか？

A6. **いいえ**。数社から借りている場合は、その借入れの**合計が「年収の3分の1」以内**であることが必要です。

Q7. 銀行からの借入れも合わせると「年収の3分の1」を超えてしまいます。

A7. 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など、**貸金業者以外からの借入れは、含みません**。
貸金業者からの借入れの合計が「年収の3分の1」以内かどうかで判断されます。

Q8. クレジットカードで買い物をした分も含めて「年収の3分の1」以内でないといけないのですか？

A8. クレジットカードで**買い物をした分は、含みません**。
ただし、クレジットカードで**現金を借りた分(キャッシング)**は、**貸金業者からの借入れに当たります**ので、それも合わせて「年収の3分の1」以内である必要があります。